3月19日 在ベンガルール総領事館

緊急事態宣言については、3月21日をもってすべての都府県で解除されますが、緊急事態宣言解除までとされていた「外国人の新規入国規制」と「日本からの短期出張者への帰国後の隔離免除措置の停止」については当面の間継続しますので、御承知おきください。詳細についてお知りになりたい方は、以下のアドレスにアクセス願います。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\_2021C047.html